

独立行政法人製品評価技術基盤機構の平成27年度の 業務運営に関する目標を達成するための計画（事業計画）

平成27年 4月認可

平成28年 1月変更

平成28年 3月変更

独立行政法人製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし、行政執行法人として、①工業製品その他の物資に関する技術上の評価、②工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価、③工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供、④評価の技術に関する調査及び研究等の業務を遂行する。

近年、我が国を取り巻く、急速な少子高齢化や、経済のグローバル化、イノベーションの進展といった国民生活や産業活動の変化の中で、機構には、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野のそれぞれにおいて、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施し、持続可能な経済発展に貢献していくことが求められている。

製品安全分野では、製品事故の原因を究明し、再発防止と未然防止に貢献するとともに、原因究明から得られた知見を基に、事業者に対しより安全な製品の設計・製造・流通に繋がる情報の提供を強化するとともに、消費者に対しより安全な使用に繋がる情報の提供を強化し、社会全体の製品安全意識の向上を支援し、安全で豊かなくらしの創出に貢献する。

化学物質管理分野では、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に貢献する。その際、法執行業務の適切な実施に加えて、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、化学物質管理に係る国内外の制度調査や製品を經由した化学物質リスク評価等の幅広い取組みに挑戦し、より早い段階から価値ある情報を発信

することにより事業者や消費者とのコミュニケーションを積極的に図るなど、国民生活の安全レベルの更なる質的向上等が図られることを目指す。

バイオテクノロジー分野においては、微生物に係る遺伝資源等の利用による社会的リスクの低減を図りつつ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献する。その際、産業界との連携を重視しながら、近年注目されているヘルスケア、エネルギー、環境等の分野への応用や我が国が伝統的に強みとして有している発酵技術の地域産業等での活用を含めるとともに、生物多様性条約下での海外産微生物の使用や国産微生物の海外への持ち出しといった国際的な課題への対応を的確に図る。

適合性認定分野においては、工業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組みにおける活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。その一環として、新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性についても、調査する。

大型蓄電池システム等の戦略的技術分野において、評価技術の開発や認証基盤の整備にも取り組む。

以上を踏まえ、機構は、組織全体の機能を高めるため、高度な専門的人材の複層的活用による柔軟な運営体制を維持するとともに、新たな社会的課題に柔軟に対応することを目標に組織運営を行う。

このような中で、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの期間における年度目標を達成するための計画は以下のとおりとする。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I-1. 製品安全分野

経済産業省による製品安全施策の下、機構は、製品事故の原因を究明し、その結果を、同種の製品事故の再発防止と未然防止に向けて活用するため、経済産業省や事業者・消費者への情報提供を行う。

また、製品の製造・輸入から消費に至る一連の関係者と連携し、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上へ向けた取組みを実施する。

さらに、リスクアセスメント（※）による安全の考え方と国際整合性のある規格・基準に基づく製品安全文化を、国民生活や企業活動に定着させるための中心的な役割を担うべく、経済産業省の製品安全施策を支援する。

（※リスクアセスメント：

製品を企画・設計する段階でそれらが製品として使用される状況を想定することで発生が予想される危険源や危険な状態を特定し、その影響の重大さを評価し、それに応じた対策を事前に設計に盛り込むことで、製品の安全性を高める手法。）

1. 重大製品事故及び経年劣化に関する技術上の調査並びに非重大製品事故の収集及び調査

- (1) 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。
- (2) 消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、経済産業省の指示に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。
- (3) 非重大製品事故の原因究明調査について、製造事業者等からの報告に基づき、警察、消防、消費生活センター等の関係機関と連携し、可能な限り迅速かつ的確に実施する。

このため、特に、以下に留意しつつ業務を遂行する。

ア 初動調査における現場確認や事故品確認を迅速に実施できるよう、警察、消防、消費生活センター、国民生活センター等と積極的に連携するよう努める。

イ 専門技術者、外部有識者の専門的な知見を積極的に有効活用する。

ウ 事故の多発性、被害の重篤性などを考慮し、緊急性の高い案件については優先的に調査を行う。

エ 原因究明及び事故発生メカニズム等の解明（深掘り）に資する技術的知見の向上を図るため、製品、部品及び材料の性状やそれらの不良、経年劣化と、製品事故との因果関係に係る研究及び解析を行う。

【指標】

- ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の原因究明調査の実施件数（全件実施）
- ・消費生活用製品安全法に基づく特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施）
- ・非重大製品事故の原因究明調査の実施件数

2. 立入検査・適合性検査

- （1）消費生活用製品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- （2）電気用品安全法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- （3）ガス事業法に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- （4）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく製造事業者等に対する立入検査及び適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- （5）工業標準化法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
- （6）家庭用品品質表示法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）

3. 技術基準・規格等の提案活動の強化

（1）技術基準・規格等の提案

事故原因究明結果を踏まえ、事故の未然防止に資する技術基準・規格、製品に使用される材料の試験方法等の整備・見直しについて、経済産業省や関連民間団体に対し、技術的支援や提案を行う。

(2) 技術基準整備の支援

製品安全制度の国際統合化に対応するため、経済産業省からの要請に基づき、電気用品安全法に係る整合規格（※）の整備を支援する。

また、経済産業省からの要請に基づき、電気用品に係る国際規格の動向を把握しつつ、電気用品安全法の規制対象範囲の適正化について、関係業界、登録検査機関及び消費者団体の意見を取りまとめ、経済産業省に報告する。

（※整合規格：

電気用品安全法の技術基準省令（性能規定）に整合している J I S 等の規格。）

【指標】

・技術基準・規格等の提案に資する取組み件数（3 件以上。なお、その際、製品事故の未然防止効果の高い技術基準・規格等の提案に繋げるよう努めるものとする。）

4. 製品安全レベルの向上に資する取組み

製品供給者（事業者）及び製品使用者（消費者）の製品安全に対する意識レベルを向上させるため、有用な情報を積極的に提供する。また、輸入製品による事故防止の強化に向けて、海外の製品安全情報の収集・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 事業者の製品安全レベルの向上に資する取組みとして、使用者特性・ライフサイクルを考慮した安全設計や事故発生メカニズムに関する技術情報、販売・流通事業者が持つクレーム情報の分析結果等について、セミナー・講演会、ホームページ、メールマガジン等を通じて提供する。
- イ 消費者の製品安全レベルの向上に資する取組みとして、誤使用・不注意による事故事例、事故防止のための注意点等について、記者説明会、注意喚起リーフレット、ホームページ、小中高校生向けセミナー等を通じて提供する。
- ウ 米国消費者製品安全委員会（CPSC）、欧州委員会（EC）等の海外連携機関から得られた海外の製品安全施策、リコール情報等を経済産業省へ提供する。

【指標】

・事業者及び消費者に対する製品安全情報の提供、製品安全セミナー等による周知・情報提供の実施件数（100 件以上。なお、その際、事業者のより安全な製品の設計・製造・流通及び消費者のより安全な製品の使用を促進するための有用な情報提供に努めるものとする。）

5. その他

民間企業からの依頼に基づき、登山用ロープ等について、技術基準適合確認試験を実施する。

I-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、製品由来によるものを含めた化学物質の人の健康や環境に影響するリスクの低減に向けて、化学物質管理法令の法執行・支援業務、及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。

また、国際社会の変化に柔軟に対応しつつ、安全の確保と経済の発展の両立に向けた化学物質管理に係る幅広い取組みに挑戦し、その結果が広く化学物質関係法令の施行に活用され、国民生活の安全レベルのさらなる質的向上等が図られることを目指す。さらに、化学物質管理制度の構築・運用等に係る国内外への調査能力を一層高め、国へ報告・提言を行うことを目指す。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の執行支援・執行業務

(1) リスク評価・新規事前審査

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関連して、経済産業省の要請に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。また、新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成等を実施する。

豊富な技術的な知見とデータを活用し、より効果的な評価手法開発、改良等によるリスク評価手法等の高度化を行い、経済産業省へ提案を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

① 化学物質のリスク評価等

ア 化審法に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を行い、物質リストを作成するとともに、物質ごとに製造・輸入数量等を集計する。

イ 一般化学物質のスクリーニング評価案及び経済産業大臣、厚生労働大臣及び環境大臣が指定した優先評価化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）のリスク評価案を作成し、経済産業省、厚生労働省及び環境省（以下「3省」という。）に提供する。また、優先評価化学物質のリスク評価の透明性を確保するため、評価手法に関する技術ガイダンスの作成や更新を支援する。

ウ 経済協力開発機構（OECD）の暴露評価タスクフォースへの参画等を行い、制度運用上の課題等も含め、国内外の情報の収集・整理を行う。

② 新規化学物質の審査等

- ア 新規化学物質の届出を行おうとする事業者に対し、機構は国による審査に係る技術的事項について相談に応じるとともに、新規化学物質の届出資料を確認し、修正等の助言を行う。併せて、国に対し審査資料の作成を支援する。
- イ 少量新規化学物質、中間物（※1）等の申出書類の技術的事項について確認する。
- ウ 新規化学物質等に関する国への届出情報や3省が保有する情報を収載した3省共同化学物質データベースシステムについて、運用、改修等を行う。
- エ 分解性及び蓄積性に関する構造活性相関（※2）手法による予測結果について、新規化学物質の国の審査に必要な情報を国に提供するとともに、データの追加による精度向上等、より適切な国の審査の実施を支援する。
- オ 構造活性相関に係る取組みを推進するため、必要な国内外の情報を収集・整理するとともに、経済協力開発機構（OECD）等の活動への積極的な参画等を通じ、国際的な動向を調査する。
- カ 反復投与毒性に関する構造活性相関手法の技術的な検討を行う。
- キ 新規化学物質の審査・運用の合理化に向けた検討を行う。

（※1 少量新規化学物質、中間物：

新規化学物質の一種。少量新規化学物質は、年間の製造数量及び輸入数量の全国における合計数量が1トン以下のもの。中間物は、化学反応を通じて全量が他の化学物質に変化するもの。）

（※2 構造活性相関：

物質の化学構造上の特徴、又は物理化学定数と生物学的活性（生分解性、生物濃縮性、各種毒性エンドポイント等）との相関関係。）

（2）化審法 GLP 制度の技術支援

GLP（優良試験所基準（Good Laboratory Practice））に係る試験施設の基準適合確認について、経済産業省の要請に基づき、技術支援協力を行う。

また、経済協力開発機構（OECD）の下で行われるワーキングの活動等に積極的に参画する。

（3）化学物質名称原案の提供

化審法における新規化学物質の製造等の規制の該非の判定結果等について、経済産業省の要請に基づき、新たに公示する物質の名称の原案を提供する。

(4) 立入検査

化審法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

また、経済産業省の要請に基づき、3省における立入検査計画の作成及び少量中間物（※）の立入検査マニュアルの改定を支援する。

（※少量中間物：

中間物のうち、その年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トン以下のもの。）

【指標】

- ・化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施）
- ・新規化学物質の事前審査・確認に関する資料案作成件数（全件実施）
- ・化審法に基づく GLP に係る試験施設の基準適合確認についての技術支援協力件数（全件実施）
- ・新たな化学物質の名称原案作成件数（全件実施）
- ・化審法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、結果を提供する。

また、より円滑な PRTR 処理の実現に向け、化学物質管理における事業者の自主管理の促進と国民の理解の増進に向けた PRTR データ解析の有効活用、制度の運用改善等について検討を実施し、経済産業省へ提案を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 化管法関連の電子計算機システム、PRTR 届出管理システム、PRTR 届出作成支援プログラムの運用・維持・管理を行う。
- イ PRTR 排出量算出方法、PRTR 届出作成等に関する事業者からの問合せに適切に対応する。
- ウ 化管法の届出に関する事業者への啓発活動等を行う。
- エ 経済協力開発機構（OECD）の PRTR タスクフォースへの参画などにより、PRTR の国際整合性を図るための情報の収集・整理を行う。
- オ 最新の公表データを用いた PRTR マップを作成し、ホームページで公開する。

(※PRTR :

Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。)

【指標】

・PRTR データの集計・解析の実施件数（全件実施。なお、その際、国民、事業者等の相互理解増進に向けたより有効な解析法の検討を行う。）

3. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行業務

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行を支援する。

(1) 国際機関による検査への立会い

化兵法に基づく国際機関による検査等への立会いについて、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

(2) 立入検査

化兵法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

このような業務を的確に実施できるよう、以下の業務を実施する。

- ア 国際機関や経済産業省が実施する研修に積極的に職員を派遣し、検査への立会いに対応可能な職員の育成と対応能力の向上を図る。
- イ 国際機関等の動向を把握し、検査実施方法に関する最新関連情報（分析方法、更新された装備品情報等）を入手し、必要に応じ業務実施方法等に反映させる。
- ウ 特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析訓練を実施し、分析方法の向上等について職員間での共有を図る。

【指標】

- ・化兵法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
- ・化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数（全件実施）

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1) 化学物質総合情報提供システム・日 ASEAN 化学物質管理データベースシステムの整備

化学物質の安全性等に関する情報について、国内外における最新の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理、更新し、国民や事業者等への情報提供を行う。

また、国際的な情報基盤として、日 ASEAN 化学物質管理 DB を構築・整備し、経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想」における化学物質管理制度の相互調和の推進の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

① 化学物質総合情報提供システムの運用・整備

化学物質総合情報提供システム（CHRIP（※1））を的確に運用して国民や事業者等への情報提供を行うとともに、次期 CHRIP を開発する。

国内外の最新の法規制情報、リスク評価結果、有害性情報等について、次期 CHRIP を活用し効率的に情報収集・提供が行えるよう、関係機関との連携拡大等、必要な準備を進める。

② 日 ASEAN 化学物質管理データベースシステムの整備

平成 27 年度内に、AMEICC 化学産業ワーキンググループ（※2）で合意された「日 ASEAN 化学物質管理データベース」の開発を行う。日本及び ASEAN 各国の法規制や有害性情報の閲覧が可能となるよう、必要な準備を進める。

（※1 CHRIP）：

Chemical Risk Information Platform 化審法を始めとする国内外の主な法規制情報、有害性やリスク評価情報等を収載し、提供しているシステム。現在約 20 万物質の情報を収載している。）

（※2 AMEICC 化学産業ワーキンググループ）：

ASEAN Economic Ministers and METI Economic and Industrial Cooperation Committee（日・ASEAN 経済産業協力委員会）における化学産業ワーキンググループ。）

(2) 国内外動向等への調査能力を高め、国等へ報告・提言

化学物質管理制度の構築や運用等に係る国内外における調査能力を高め、情報の収集、整備、提供を行うとともに、経済産業省へ報告・提言を行う。

製品を経由した化学物質のリスク評価手法等の課題について、関係機関の研究動向や海外の動向を踏まえて、我が国としての対応に資するようタイムリーに情報の調査、検討を行うとともに、化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等のコミュニケーションと相互理解の促進に向けて、受け手の側のニーズ等を踏まえながら、情報収集・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティー構想の下での二国間協力協定（MOC）等に基づき、途上国における化学物質関連データベースの開発や、リスク評価手法の導入等について技術支援を行う。
 - イ 欧米の関係機関との間で、化学物質管理に係る情報共有などを進め、協力関係を維持・強化する。
 - ウ 経済協力開発機構（OECD）のハザード評価タスクフォース会合等に参加し、機構が有する化学物質情報の提供を行うとともに、規制の国際整合化に向けた情報収集を行う。
 - エ 事業者、消費者等に向けた適切なリスク伝達方法について、化学物質以外の分野も含め、実態調査を行う。
 - オ 機構が主催する社会人講座、自治体や産業界が開催するセミナーにおいて、化学物質管理に関する情報発信を行う。
- また、化学物質管理行政において重要度が高い事項が発生した場合には、経済産業省と協議し、必要に応じた対応を図る。

【指標】

- ・ 化学物質総合情報提供システムにおける、化学物質の安全性等に関する国内外情報の更新（6回以上。なお、その際、最新の法規制情報やリスク評価結果等、関係者に有用な情報の更新を行うよう努める。）
- ・ 日 ASEAN 化学物質管理 DB の構築（平成 27 年度内）

I-3. バイオテクノロジー分野

経済産業省によるバイオ政策の下、微生物に係る遺伝資源や生体物質等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物多様性条約等に関する国際対応、生物遺伝資源や生体物質等の利用の安全性評価及び情報発信、知的基盤整備計画に基づく微生物遺伝資源の収集、寄託受入れ、安定供給及び利用の促進、特許寄託される微生物の受入れ、保管、分譲等を実施する。

また、顕在化している産業ニーズと、潜在的なニーズの掘り起こしに基づき、分譲等の戦略を策定するとともに、生物遺伝資源や生体物質等の産業での活用促進、有用な生物遺伝資源のさらなる充実、中小企業・ベンチャー企業支援等を通じ、競争力の高いバイオ産業の育成に貢献することを目指す。

1. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援及び情報提供を行う。

（1）申請の事前審査・技術的サポート

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法における大臣確認のための事前審査及び技術的支援を行う。

（2）GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行い、経済産業省に報告するとともに、審議会での検討について技術的な支援を行う。

（※GILSP(Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：

病原性がなく、特殊な培養条件下以外では増殖が制限されるなど最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等することができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの。）

（3）立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

（4）バイオテクノロジーを活用した安全評価方法の開発

バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための技術基準や規格等の原

案を作成するとともに、これに必要なデータの整備・提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア カルタヘナ法に関連して、経済産業省が行う遺伝子組換え微生物等の第一種使用の審査のための基準策定等の検討に参画し、必要な技術的データを提供する。
- イ 遺伝子組換え微生物が漏洩したことを想定し、枯草菌等に対する収去・検出手法等の開発を行い、手順書の作成を行う。
- ウ 有害菌の判別方法や微生物生態系影響評価手法等の規格原案を作成する。
- エ 分子生物学的な技術を活用し、生体由来製品（天然タンパク質繊維）の鑑別方法を業界団体と連携して開発する。

（５）微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、バイオテクノロジーを利用し、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故原因分析及び情報提供を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 講習会、セミナー等を通じ、バイオ産業分野への新規参入を含めた企業等に対し、有害菌リストを含む、微生物の安全性や安全な取扱い等の情報を提供する。
- イ 自然由来の色素、防腐剤、加水分解タンパク質等の化粧品原料について、バイオテクノロジーを活用した分析・解析を行う。
- ウ 製品安全センターが受け付けたアレルギーに関する製品事故について、その原因物質を特定し公表する。

【指標】

- ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数（全件実施）
- ・GILSP 告示の原案作成件数（全件実施）
- ・カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
- ・安全に関わる規格等原案の作成件数（3 件以上。なお、その際、より社会的貢献度の高い規格等原案の作成に努めるものとする。）
- ・有害菌や安全に関する化学分析データ等の情報提供（5 件以上。なお、その際、事業者等にとってより有用性の高い情報提供に努めるものとする。）

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第27条の2及び3の規定に基づく我が国唯一の特許寄託機関として、生物資源の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の保存技術に関する研究開発を行うとともに、その活用を促進する。

【指標】

- ・特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）

3. 知的基盤整備計画の推進

知的基盤整備計画（平成26年3月25日策定）に基づき、我が国のバイオ産業の発展に貢献するため、微生物株保存事業（カルチャーコレクション事業）を通して、微生物遺伝資源の利用の促進を図る。そのため、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての維持向上、微生物遺伝資源の情報付加への対応を行う。

また、国内バイオ産業の国際的発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約等のバイオ産業に関連する国際条約や、バイオテクノロジーに関する国際標準化についての情報を収集・整理・提供する。さらに、アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進するとともに、微生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを維持する。

（1）世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能向上

引き続き、微生物遺伝資源の寄託受入れ等による収集を行う。また、微生物遺伝資源の品質管理の向上を図るとともに、安定的に保存、供給する体制を維持し、世界トップクラスの微生物遺伝資源機関としての機能を向上させる。

具体的には、以下の業務を実施する。

ア 機構単独での微生物遺伝資源の収集、国内外の生物遺伝資源機関（BRC（※））との交換、外部からの譲渡・寄託及び共同事業等により、微生物遺伝資源の収集を行う。

このため、微生物遺伝資源の的確な受入れ体制を維持する。

イ 遺伝子塩基配列情報やタンパク質情報を用いて、微生物遺伝資源の簡便で効率的な品質管理を行う。ISO9001に適合した微生物遺伝資源の品質管理を維持する。

ウ 保存している微生物遺伝資源の属性情報を整理・公開する。属性情報に基づき、ユーザーに対し微生物遺伝資源を的確に提供（分譲）する。

（※ BRC：Biological Resource Center）

（2）微生物遺伝資源の情報付加への対応

産業界のニーズを踏まえ、産業上有用な遺伝子情報等を収集、整理し、提供する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 微生物遺伝資源の産業有用機能（環境浄化関連機能等）についての検索が可能なデータベース（MiFuP（※1））に、微生物の金属浸出、金属輸送、毒性物質等の機能情報を付加する。
- イ 医薬品開発において利用される可能性が高い、抗生物質等の二次代謝産物を合成する遺伝子クラスターに関する情報を集めたデータベース（DoBISCUIT（※2））等の公開データベースの充実を図る。

（※1 MiFuP：Microbial Functional Potential）

（※2 DoBISCUIT：Database of BioSynthesis clusters CUrated and InTEgrated）

（3）生物多様性条約への対応

日本企業が海外の生物遺伝資源にアクセスし、利用できる環境を提供するため、アジア各国の関係者等と連携し、生物遺伝資源の利用に関する情報を収集・整理し、提供する。特に、アジア各国のバイオリソースセンター（BRC）等の集まりであるアジアコンソーシアム（ACM）の活動等を通じ、海外機関とのネットワークを維持する。

また、生物多様性条約やカルタヘナ議定書等による規制がユーザーに対して十分理解され、正しい微生物遺伝資源利用を進めるために、関係国の規制内容を収集し、分かりやすく整理し、情報発信を進める。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 生物多様性条約に係る国際会議（OECD バイオセーフティー会合等）への参加等を通じ、各国の規制法等とその運用実態について調査し、経済産業省に報告する。
- イ NITE が二国間協力共同事業を行っている国を中心に、国内企業向けの国別アクセス手引き書を作成し、配布する。
- ウ 生物遺伝資源アクセスに関する情報について、分かりやすく整理し、ホームページを通じ広く情報提供する。また、生物遺伝資源アクセスに関するホームページ上の相談窓口を開設する。
- エ バイオテクノロジーに関する国際標準化について情報を収集する。ISO/TC276 等の国際標準化会議に専門家として出席し、国際標準化に貢献する。
- オ 生物多様性条約に基づき、生物遺伝資源の二国間移転に関する枠組みを維持する。また、二国間協力の共同事業に関する契約等について、当該国の法規制状況を調査した上で、契約見直しに着手する。
- カ アジア各国の BRC 等を介した生物遺伝資源の移転に関し、各国の国内法を考慮に入れた枠組みの策定を検討する。
- キ アジア各国の BRC 等の集まりであるアジアコンソーシアム（ACM）での活動等を通じ、各国との良好な関係を維持する。

- ク 独立行政法人科学技術振興機構（JST）と独立行政法人国際協力機構（JICA）の共同事業による地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS 事業）により、インドネシア生物遺伝資源アクセスの窓口となるインドネシア初の国際標準 BRC 構築を支援する。
- ケ 二国間協力の共同事業を通じて、アジア諸国の生物遺伝資源に関する人材育成を行う。

【指標】

- ・微生物遺伝資源の増加（産業界からのニーズを踏まえ、100 株以上）
- ・微生物遺伝子機能検索データベース（MiFuP）への機能情報追加（10 機能以上。なお、その際、様々な広報手段を活用し、MiFuP の利用促進に努めるものとする。）
- ・生物遺伝資源の利用に関する海外規制情報等の提供（5 ヶ国分以上。なお、その際、国別の規制内容に加え規制プロセスなど国内企業にとってより有用性の高い付加的な情報等の提供にも努めるものとする。）

4. 生物遺伝資源の利用促進

知的基盤整備計画を踏まえ、我が国のバイオ産業の中長期的な発展に貢献するため、生物遺伝資源の利用促進を図る。

（1）産業界のニーズの発掘

ヘルスケア、エネルギー、環境（バイオレメディエーション等）等の分野について、産業界のニーズを調査し、現状及び今後の動向・方向性を取りまとめるとともに、国としてとるべき政策について経済産業省に提言する。また、機構自らの微生物遺伝資源の種類毎の収集・提供戦略を策定する。

（2）産業界のニーズへの対応

産業界のニーズに基づき、企業や公設試験所機関等との共同事業を実施する。地域の中小・ベンチャー企業を含む幅広い産業を支援するため、離島や地域における特徴ある微生物遺伝資源の探索等を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 産業界のニーズに基づき、新規機能性物質生産に係る菌株の探索等、共同事業を積極的に実施する。
- イ 地域微生物資源を活用したブランド創出事業を支援する。
- ウ 離島・地域等での微生物資源の探索に関する可能性調査を行う。

(3) 産業界における利用促進のための人材育成

利用者の拡大に向けて、講習会や講演活動を通じ、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成を行う。

(4) 微生物遺伝資源のバックアップ保存

災害リスクへの対応等、企業が保有する微生物遺伝資源のバックアップ等に係るニーズに応えるため、恒久的な保存体制を整備するとともに、様々な広報手段を活用し、ユーザーに対してバックアップサービスの利用促進に努めるものとする。

(5) 企業の研究開発活動の支援

微生物遺伝資源の取扱いなど、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。また、微生物遺伝資源ユーザーの利便性を図るため、企業のニーズに対応した菌株の提供形態など、寄託分譲制度の見直しに着手する。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 微生物の培養や保存などの取扱い方法、同定方法、目的に則した微生物株の選抜方法など、専門的な知識を必要とする問合せに対応し、企業等の研究開発活動を支援する。
- イ 産業界のニーズに則して、寄託分譲制度の見直しに着手する。
- ウ 生物多様性条約に対応した生物遺伝資源の保管・寄託証明書の内容の見直しについて検討する。
- エ メールマガジンの発行、オンラインカタログの充実、各種展示会・学会への出展等を通じて、業務活動の成果を積極的に発信する。
- オ 利用者に機構の対応に対する満足度調査を行う。

【指標】

- ・企業等のニーズ調査の実施件数（10件以上）
- ・微生物遺伝資源の産業界における利用促進に資する講習会開催（2件以上。なお、その際、バイオ分野に新規に参入する事業者にもわかりやすい内容の講習会を行うよう努めるものとする。）
- ・微生物遺伝資源の取扱い等の問合せへの対応件数（100件以上）
- ・企業や公設試験所機関等との共同事業の実施件数（10件以上。なお、その際、これまでに微生物を使い慣れている産業界のみならず、よりバイオ産業の裾野を広げるための共同事業や、地域産業も参画できるような共同事業を発掘するように努めるものとする。）
- ・企業等の利用者に機構の対応に対する満足度調査を行い、70%以上の利用者から肯定的な評価を得る

I-4. 適合性認定分野

経済産業省による基準認証政策の下、工業標準化法及び計量法に基づく試験機関、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。

また、我が国の認定機関としての信頼性の維持や能力の向上を図るとともに、認定制度に係る国際活動への参画等を通じて、更なる国際貢献と認定制度の普及を目指す。

さらに、政策的・社会的な必要性の高い新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応を行う。

1. 工業標準化法の執行・執行支援等

(1) 新たな政策的・社会的ニーズも踏まえながら、工業標準化法の試験事業者登録制度（JNLA）における試験事業者の試験所の登録・更新の業務を、申請に基づき迅速かつ的確に実施する。試験事業者の登録結果は、官報及び機構ホームページに迅速に掲載する。また、登録試験所に対する立入検査の計画を策定し、その計画に基づき的確に実施する。

日本工業規格（JIS）の制定・改正に対応して、試験方法の区分の改正原案の作成を行う。

(2) 工業標準化法に基づく認証機関の登録・更新のための調査や立入検査について、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

(3) 工業標準化法に基づく登録認証機関の品質確保のための市場モニタリング（JIS 試買検査）を、経済産業省の要請に基づき的確に実施する。なお、その際、今後の実施手法の改善に繋がる提案に努めるものとする。

(4) 国際相互承認に基づく試験所の認定を、申請に基づき迅速かつ的確に実施するとともに、試験所に対する定期検査を行う。認定した試験所に関する情報は、迅速に機構ホームページに掲載する。

【指標】

- ・ JNLA における試験所の登録・更新の実施件数（全件実施）
- ・ JNLA における登録試験所に対する立入検査の実施件数（全件実施）
- ・ JIS 制定・改正に伴う JNLA の区分告示案の提案件数（全件実施）
- ・ 工業標準化法に基づく認証機関の登録更新のための調査・立入検査の実施件数（全件実施）
- ・ JIS 試買検査の実施件数
- ・ 国際相互承認に基づく試験所の認定及び定期検査の実施件数（全件実施）

2. 計量法の執行・執行支援等

- (1) 新たな政策的・社会的ニーズも踏まえながら、計量法の校正事業者登録制度（JCSS）に基づく校正事業者の登録・更新を、申請に基づき、迅速かつ、的確に実施する。校正事業者の登録結果等は、官報及び機構ホームページに迅速に掲載する。また、登録校正事業者に対する立入検査の計画を策定し、その計画に基づき的確に実施する。
- (2) 計量法の特定計量証明事業者認定制度（MLAP）に基づく特定計量証明事業者の認定・更新を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。特定計量証明事業者の認定結果等は、官報及び機構ホームページに迅速に掲載する。また、特定計量証明事業者に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。
さらに、特定計量証明事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。
- (3) 国際相互承認に基づく校正事業者の認定を、申請に基づき、迅速かつ的確に実施する。校正事業者の認定に関する情報は、機構ホームページに迅速に掲載する。また、国際相互承認に基づく認定校正事業者に対する定期検査を的確に実施する。

【指標】

- ・ JCSS における校正事業者の登録・更新の実施件数（全件実施）
- ・ JCSS における登録校正事業者に対する立入検査の実施件数（全件実施）
- ・ MLAP における特定計量証明事業者の認定・更新の実施件数（全件実施）
- ・ MLAP における認定特定計量証明事業者に対する立入検査の実施件数（全件実施）
- ・ 国際相互承認に基づく校正事業者の認定及び定期検査の実施件数（全件実施）

3. 電気用品安全法等の製品安全 4 法及び相互承認実施法の執行

消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく検査機関の登録・更新のための調査や立入検査を、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

また、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「相互承認実施法」という。）に基づく適合性評価機関の認定・更新のための調査や立入検査の業務を、経済産業省の指示に基づき、迅速かつ的確に実施する。

【指標】

- ・ 各法律に基づく検査機関及び適合性評価機関の認定・更新のための調査及び立入検査の実施件数（全件実施）

4. 製品評価技術基盤機構認定制度

安全の確保や国内外の取引の円滑化などに関する政策的・社会的要請や新たな政策的・社会的ニーズを踏まえ、JNLA や JCSS、MLAP の認定では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関等の認定を申請に基づき、的確に実施する。認定した事業者に関する情報は機構ホームページに迅速に掲載する。また、定期検査を的確に実施する。

IT 分野における ASNITE について、独立行政法人情報処理推進機構のコモンクライテリア評価制度 (※) の変更を踏まえて見直す。

(※コモンクライテリア評価制度 :

IT 製品や情報システムについての情報セキュリティを評価認証するための制度)

【指標】

- ・ ASNITE における認定及び定期検査の実施件数 (全件実施)

5. 認定基盤の整備

国の認定機関としての信頼性の維持、能力の向上を図るとともに、認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際活動への参画と認定制度の普及促進を行う。

また、国内外の取引の円滑化等への対応のため、政策的・社会的な必要性が高い新たな技術や製品等に係わる認定分野を調査し、必要に応じて時期を逸することなく、認定制度提供に向けた対応を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア 内部監査などを通じて、認定機関としての信頼性を維持するとともに、認定事業者への満足度調査を行い、審査等の改善に利用する。
- イ 審査員養成研修等により必要な認定審査員を確保するとともに、各種のスキルアップ研修等を通じて、審査員の能力向上と審査レベルの均質化等を図る。
- ウ 認定業務におけるマネジメントシステム文書に基づき、効率的に業務を行う。
- エ アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 国際相互承認協定及び太平洋認定協力機構 (PAC) 国際相互承認協定の署名地位を維持するため、APLAC 及び PAC が行う再評価を継続的に受審する。
- オ APLAC、国際試験所認定会議 (ILAC)、PAC、国際認定フォーラム (IAF) の委員会活動に参画し、認定制度の改善等に貢献する。また、APLAC、PAC からの要請に基づき国際評価員を派遣する。
- カ ISO/IEC17011 (適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に関する一般要求事項)、ISO/IEC17025 (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項) 及び ISO

Guide34(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)の改正に向け、国内外の委員会活動に参画する。

キ 日本認定機関協議会(JAC)の事務局として、各認定機関と連携しつつ、信頼性等に係る課題に対応するとともに、認定制度の普及、利用促進に向け、展示会、ニュースリリース、講演会等を通じて広報活動を行う。

ク 知的基盤整備計画に基づき、地域産業・中堅中小企業の振興支援を行っている産業技術連携推進会議、国や地方の機関等に認定制度に係る情報発信を行い、制度の普及を図る。

ケ 新たな技術や製品等に関する認定・認証の必要性について調査する。

【指標】

- ・認定制度に関する国際規格の改正に向けた活動への参加数(3件以上。なお、その際、国内の状況を踏まえつつ、極力、日本が議論をリードできるよう積極的な参加に努めるものとする。)
- ・認定制度の利用促進に向けた情報発信件数(6件以上)
- ・新たな技術等に係る認定基盤の整備に向けた調査の件数(2分野以上)

I-5. 戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備

日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び標準化官民戦略（平成 26 年 5 月 15 日策定）に基づき、新たな戦略的技術分野において、先進的な技術・知見等を活用した評価技術の開発、国際標準の提案、認証基盤の整備等を行う。

1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備

大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を平成 27 年度中に整備する。また、当該拠点を大型蓄電池システムに関する適合性評価の実施に活用するための体制準備を行う。さらに、大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準原案の開発及び提案に対する支援を行うとともに、標準化後の認証基盤に関する国における検討の支援を行う。

具体的には、以下の業務を実施する。

- ア メガワット級出力の大型蓄電池システムを対象とした試験・評価施設を平成 27 年度末までに建設する。
- イ 平成 28 年度からの運用開始に向け、組織体制の整備、必要となる人材確保及び認証機関との具体的な連携の在り方の検討を進める。また、試験・サービスの実施要領案を策定し、関係企業等に対し広報・周知を図る。
- ウ 国際規格 ISO/IEC 17025（試験及び校正機関の能力に関する一般要求事項）に準拠した試験所として運用するための準備を進める。このため、品質マニュアル、規程文書、手順書を明らかにし、試験実施要員に対する研修・訓練を行う。
- エ 大型蓄電池システムに関する国際標準化を検討している IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム）WG4（環境）及び WG5（安全）、IEC/TC21/SC21A（アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池）の国内審議団体である一般社団法人電池工業会の技術委員会等に参加し、規格策定に貢献する。
- オ 大型蓄電池システムに関する試験・評価手法開発について、海外機関との連携の可能性を調査する。

2. ファインバブルに関する国際標準化への協力及び認証体制構築の支援

国や民間の団体が実施するファインバブルに関する国際標準化の取組みに協力するとともに、民間団体が実施する関連製品に係る認証体制の構築を支援する。また、各種試験設備と技術的知見を活用し、より効率的な試験方法の開発・提供を行う。

具体的には以下の事業を実施する。

- ア ファインバブルの測定方法や試験手順を取りまとめ、ファインバブルの国際標準化を検討している ISO TC 281（ファインバブル技術）の国内審議委員会に提供するとともに、同委員会での国際標準原案策定に貢献する。
- イ 複数の測定方法を組み合わせた、新たなファインバブル測定技術を開発するとともに、その測定精度の向上を図る。

ウ 民間が実施するファインバブル関連製品に係る認証基盤の構築に協力する。

3. 成長戦略等の実現のための貢献

大型蓄電池システム及びファインバブル以外の新たな分野についても、必要に応じて、国における認証基盤整備の検討を支援する。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 業務改善の取組みに関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化（総額では前年度比 1.3%の効率化に相当）を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

【運営費交付金の見積りについて】

運営費交付金要求額については、平成 28 年度以降においても業務の効率化を図りつつ、その時々状況を勘案して、次の算定式により見積もることとする。

$$\text{交付金額 } G_i = [((A_b(i-1) - \delta_a(i-1)) \times \beta + (A_a(i-1) \times \zeta)) \times \alpha_a + \delta_a(i)] + [((B_b(i-1) - \delta_b(i-1)) \times \beta + (B_a(i-1) \times \zeta)) \times \alpha_b \times \gamma + \delta_b(i)] - [\varepsilon(i)]$$

(係数等の説明)

- ・ G : 交付金額 (i は年度)
- ・ $A_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分
- ・ $A_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち一般管理相当分の人件費相当分以外の分
- ・ $B_a(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分
- ・ $B_b(i-1)$: 直前の年度における運営費交付金対象事業に係る経費のうち業務経費相当分の人件費相当分以外の分
- ・ α_a (一般管理費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定
- ・ α_b (業務経費効率化係数) : 予算要求時の状況を勘案して設定
- ・ β (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。
- ・ γ (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、主務大臣による評価結果等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。
- ・ $\delta_a(i)$ 、 $\delta_b(i)$ については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。
- ・ $\varepsilon(i)$: 当該年度における利息収入等の見込額
- ・ ζ (人件費調整係数) : 人事院勧告による給与改定分を反映する。

注：運営費交付金対象事業とは、運営費交付金及び自己収入（受取利息等）によりまかなわれる事業を指す。

2. 業務の電子化

IT調達 の 透明性、公平性を確保しつつ、IT技術を積極的に活用した機構の新たな業務・システム最適化計画を策定し、次期N I T E－L A Nシステム（機構の共通基盤情報システム）に反映させるとともに、公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月閣議決定）に則った調達準備を行う。なお、その際、次期システムの費用対効果に留意するものとする。

また、C I O補佐官の積極的な活用により、業務の最適化を図るとともに、透明性、公平性の確保等、IT調達制度の適切な運用を行う。

システム構築に当たっては、機構内のシステムの全体像を俯瞰しつつ、計画的に行う。

さらに、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に基づき、必要に応じて、機構の規程を見直す。

【指標】

- ・ 機構の新たな業務・システム最適化計画の策定

Ⅲ. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、受益と負担の関係の適正化を踏まえた手数料設定の在り方についての検証、一者応札・応募の減少のための取組みの継続的な実施、調達等合理化計画に基づく調達の改善及び事務処理の効率化、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。具体的には、会計処理の適正化、財務諸表の作成、決算数字の有効活用等の財務管理を行うとともに、一者応札・応募の減少のため、十分な公告期間の確保、入札参加制限の緩和、調達予定情報のホームページ掲載等の取組みを継続して実施する。

また、やむを得ない事情を除き、原則借り入れは行わない。

※ やむを得ない事情として想定される理由

- ・ 運営費交付金の交付の遅延
- ・ 受託業務に係る経費の暫定立替え

〈別表 1〉 予算

〈別表 2〉 収支計画

〈別表 3〉 資金計画

Ⅳ. 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額：2,100,000,000 円
- ・ 想定される理由：
運営費交付金の受入れの遅延
受託業務に係る経費の暫定立替え

Ⅴ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

Ⅵ. 財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 内部統制

役員（監事を除く。）の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人製品評価技術基盤機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制、理事長の指示及び機構の重要決定事項が職員に周知徹底される体制、及びその他独立行政法人の業務の適性を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図る。

また、業務の円滑な運営に資するため、経営資源、機構運営、業務、社会的責任等に関するリスク管理体制を整備する。機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合には、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持に努める。

具体的には、以下の取組みを実施する。

- ア 統制環境、リスク管理、モニタリング等の観点を踏まえた内部統制の充実・強化を図るとともに、政策効果（アウトカム）を意識したマネジメントを強化する。
- イ 運営会議を原則毎週開催する。
- ウ 目標・業務管理のための理事長ヒアリングを年3回以上実施し、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、機構の組織目標、実施計画等について共有を図る。
- エ 平成28年度の年度目標を達成するための計画（事業計画）案の策定及び平成26年度の業務実績に対する自己評価書の作成にあたっては、機構の各専門分野や財務・マネジメントに見識を有する外部有識者からの意見を聴取し適切に実施するとともに、意見聴取の結果等を職員に共有することにより職員のモチベーション向上に努める。

【指標】

- ・理事長の指示及び機構の重要決定事項に係る伝達・周知方法及び回数（運営会議、理事長ヒアリング等の回数）

2. その他

(1) 情報セキュリティ対策

不正アクセス遮断システムの構築や効果的な体制整備に努めることを含め、機構の情報セキュリティ対策を実施する。また、役職員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。

具体的には、以下の取組みを実施する。

① 経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議等、関係機関との連携強化・情報収集

経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議（脅威情報共有WG含む）、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等、関係機関と連携し、セキュリティ関連情報

やその対策について迅速に情報収集を行う。また、これらの機関が提供する対策情報を踏まえ、情報セキュリティインシデント発生時等緊急時の対応能力を強化する。

② 情報セキュリティ教育等の着実な実施

情報セキュリティに関する e ラーニング・自己点検、標的型攻撃メール訓練を毎年 1 回実施し、役職員を含め、情報セキュリティに対する意識の向上を図る。また、机上演習のみならず、トラブルの発生などにも踏み込んだ公開サーバ緊急連絡訓練を実施する。さらに、定期的な情報セキュリティ診断等を着実に実施する。

③ 情報セキュリティ対策への反映

上記の情報収集やセキュリティ診断の結果について、機構で実施する情報セキュリティ対策へ反映する。

(2) 情報公開、個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

具体的には、以下の取組みを実施する。

- ア 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、文書の開示請求の際に、関係者との調整履歴を残した電子メールを活用するなど、意思確認を円滑かつ適正に行う。
- イ 開示・不開示決定の内部手続については、電子起案を活用し迅速に対応する。
- ウ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報を明確化し、個人情報ファイル簿の作成及び公開を徹底する。
- エ 保有個人情報の適切な管理を行う。
- オ 情報公開及び個人情報保護に関する e ラーニング、新人研修を各 1 回実施する。

(3) 組織・人事管理

分野間の連携強化等、組織活性化を図るために、各分野の専門家の適正配置等を進め、効率的な体制を構築する。また、人事評価の適切な実施等により、職員の意欲向上、能力の最大化を図る。さらに、新しい社会的要請や行政ニーズ等へも対応するため、戦略的な人材確保と人材育成を行う。

具体的には、横断的キャリアパスの考え方をもとに、以下の取組みを実施する。

- ア 機構の各分野における専門家の流動化を図り、分野間の連携等を一層推進し、機構の有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。
- イ 能力開発研修や適正配置等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を図る。

- ウ 中長期的観点を考慮しつつ、専門性を有する人材を外部から積極的に採用するとともに、外部機関との人事交流・連携強化を進める。
- エ 課題解決型研修、外国語研修を充実する。また、階層別研修、専門研修において、幹部との意見交換や部門間交流を推進する。
- オ 各部門が連携して実施する社会人講座等への職員の積極的な参加を促し、説明能力の向上を図る。
- カ 人員配置や人材育成に適切に行い、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて反映するため、人事評価を行う管理職等向けの研修を実施し、評価能力の均質化を図る。
- キ 中途採用等を含め、女性職員の積極的な採用・登用に取組むとともに職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図るための取組みを実施する。

（４）保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産があれば、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理に積極的に取り組む。

具体的には、以下の取組みを実施する。

- ア 機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、各資産の保有の必要性について厳正に検証する。
- イ 特許権について、保有する目的を検証し、登録の絞り込みと不要なものの処分を進めることにより、登録・保有コストの削減等を図る。
- ウ 環境物品の調達の推進を図るための方針を定める。これに基づく物品の調達を推進し、製品事故調査や技術上の評価等を行う上で、調達せざるを得ない物品を除き、グリーン購入法に適合した物品の調達目標を100%とする。

（５）安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等への参加を通じ、職員の安全を確保する。

具体的には、以下の取組みを実施する。

- ア 必要な施設の営繕を適切に行う。
- イ 職員からヒヤリ・ハット情報を収集し、大きな事故に至る前に事故を予防する。
- ウ 防災訓練を1回実施するとともに、政府主導の政府総合防災訓練に参加する。これにより、職員の意識向上と、役割把握を進め、災害時の被害縮小を図る。

（６）広報、情報提供の推進

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して提供するため、効果的かつ効率的な

広報活動を推進する。

具体的には、以下の取組みを実施する。

- ア 機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、マスメディアを活用した最新情報のタイムリーな発信や、各種展示会等への出展、機構施設の一般公開等の取組みを年間 25 件以上実施する。
- イ ホームページ、市民講座等の様々な広報手段を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

【指標】

- ・ 情報セキュリティ教育訓練の内容及び回数
- ・ 個人情報保護に関する周知の方法及び回数
- ・ 人材確保、人材育成の取組みの内容及び回数
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく調達目標の達成状況
- ・ 防災訓練等の回数
- ・ 展示会等への出展、一般公開等の取組みの回数
- ・ マスメディアへの情報提供回数

3. 施設及び設備に関する計画

年度目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

（施設の内容）

工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

（当初予定額）

総額 61 億円

（財源）

施設整備費補助金

4. 積立金の処分に関する事項

当該事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 12 条第 1 項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた業務の財源に充てることとする。

<<別表1>> 予算

平成27年度予算

(単位：千円)

区 別	製品安全 分野	化学物質 管理分野	バイオテクノ ロジー分野	適合性認定 分野	国際評価 技術分野	法人共通	金 額
収入							
運営費交付金	1,931,035	1,150,919	1,635,890	903,933	240,915	1,044,957	6,907,649
施設整備費補助金	5,354,208	335,566	—	313,579	126,375	—	6,129,728
受託収入	—	62,509	175,829	—	14,000	—	252,338
うち国からの受託収入	—	62,509	130,297	—	—	—	192,806
うちその他からの受託収入	—	—	45,532	—	14,000	—	59,532
その他収入	1,550	10,500	116,000	113,884	—	—	241,934
計	7,286,793	1,559,494	1,927,719	1,331,396	381,290	1,044,957	13,531,649
支出							
業務経費	1,932,585	1,161,419	1,751,890	1,017,817	240,915	—	6,104,626
施設整備費	5,354,208	335,566	—	313,579	126,375	—	6,129,728
受託経費	—	62,509	175,829	—	14,000	—	252,338
一般管理費	—	—	—	—	—	1,044,957	1,044,957
計	7,286,793	1,559,494	1,927,719	1,331,396	381,290	1,044,957	13,531,649

[人件費の見積り] 期間中総額4,056百万円を支出する。

[運営費交付金の算定ルール] II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 業務改善の取組みに関する目標

【運営費交付金の見積りについて】を参照のこと。

[注記] 施設整備費補助金の額は、平成25年度補正予算において措置された13,279百万円のうち、平成27年度に繰り越した額である。

<<別表2>> 収支計画

平成27年度収支計画

(単位：千円)

区別	製品安全分野	化学物質管理分野	バイオテクノロジー分野	適合性認定分野	国際評価技術分野	法人共通	金額
費用の部	2,266,728	1,276,956	2,235,437	1,068,091	261,451	1,080,159	8,188,822
経常費用	2,266,728	1,276,956	2,235,437	1,068,091	261,451	1,080,159	8,188,822
業務経費	1,920,881	1,153,548	1,701,275	1,011,768	239,754	—	6,027,226
受託経費	—	62,509	175,829	—	14,000	—	252,338
一般管理費	—	—	—	—	—	1,039,459	1,039,459
減価償却費	334,143	53,028	347,718	50,274	6,536	35,202	826,901
財務費用(利息)	11,704	7,871	10,615	6,049	1,161	5,498	42,898
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	2,266,728	1,276,956	2,235,437	1,068,091	261,451	1,080,159	8,188,822
経常収益	2,266,728	1,276,956	2,235,437	1,068,091	261,451	1,080,159	8,188,822
運営費交付金収益	1,931,035	1,150,919	1,595,890	903,933	240,915	1,044,957	6,867,649
受託収入	—	62,509	175,829	0	14,000	—	252,338
手数料収入	1,550	10,500	116,000	113,884	—	—	241,934
資産見返負債戻入	334,143	53,028	347,718	50,274	6,536	35,202	826,901
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

<<別表3>> 資金計画

平成27年度資金計画

(単位：千円)

区別	製品安全分野	化学物質管理 分野	バイオテクノロ ジー分野	適合性認定 分野	国際評価技術 分野	法人共通	金額
資金支出	7,286,793	1,559,494	1,927,719	1,331,396	381,290	1,044,957	13,531,649
業務活動による支出	1,867,969	1,176,940	1,816,251	984,789	248,576	1,014,899	7,109,424
投資活動による支出	5,354,208	335,566	40,000	313,579	126,375	0	6,169,728
財務活動による支出	64,616	46,988	71,468	33,028	6,339	30,058	252,497
翌年度への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	7,286,793	1,559,494	1,927,719	1,331,396	381,290	1,044,957	13,531,649
業務活動による収入	1,932,585	1,223,928	1,927,719	1,017,817	254,915	1,044,957	7,401,921
運営費交付金による収入	1,931,035	1,150,919	1,635,890	903,933	240,915	1,044,957	6,907,649
受託収入	—	62,509	175,829	—	14,000	—	252,338
その他の収入	1,550	10,500	116,000	113,884	—	—	241,934
投資活動による収入	5,354,208	335,566	—	313,579	126,375	—	6,129,728
施設費による収入	5,354,208	335,566	—	313,579	126,375	—	6,129,728
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—

